

令和2年第11回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和2年11月24日(火)

午後1時30分開会

開催日時	令和2年11月24日	開会 1時30分 閉会 2時11分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	教 育 長 大熊 雅士 教 育 長 福元 弘和 職 務 代 理 者	委 員 委 員 委 員	岡村理栄子 浅野 智彦 小山田佳代
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 大津 雅利 生涯学習部長 藤本 裕 庶務課長 鈴木 功 学務課長 河田 京子 指導室長 浜田 真二 統括指導主事 丸山 智史 指導主事 田村 忍 指導主事 西尾 崇	生涯学習課長 関 次郎 オリンピック・パラリンピック兼 スポーツ振興担当課長 内田 雄介 図書館長 菊池 幸子 公民館長 小野 朗 生涯学習課 文化財係主事 高木 翼郎 庶務課庶務係長 中島 憲彦	
調 製			
傍聴者 人 数	3名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 3 7 号	小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則
第 3	議案第 3 8 号	小金井市指定文化財の指定について
第 4	報 告 事 項	1 その他
		2 今後の日程
第 5	議案第 3 9 号	職員の分限処分について

大熊教育長 ただいまから令和2年第11回小金井市教育委員会定例会を開会
する。

日程第1、会議録署名委員の指名である。

本日の会議録署名委員は、福元教育長職務代理者と小山田委員に
願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程第2、議案第37号、小金井市学校運営協議会に関す
る規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由の説明を願う。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 学校運営協議会委員の任期を変更することに伴い規定を整備する
必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、
御議決賜るようお願いする。

浜田指導室長 新旧対応表をご覧いただきたい。一部改正する内容は二点である。
一点目、第9条に定める委員の任期を1年としているが、協議会の
継続性の観点から2年に改正することとしたい。本年度、緑小学校
において学校運営協議会の取り組みを進めているところであるが、
教育委員会としても協議会に参加しており、継続性の観点から任期
を2年としたほうが望ましいと判断した。

二点目は、第15条である。「協議会の会議」は「会議」と用語の
整理を行うものである。文章の中で協議会の会議は会議と規定して
いるので、会議とすべきだったところである。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。

何か質問、御意見はあるか。

願います。

福元教育長 任期を1年から2年にする良さと、1年であっては困ることに

職務代理者 ついての説明をお願いします。

浜田指導室長 公募した委員をまた1年で再選するとなると、せっかく1年こういう学校にしようと話し合い作り上げてきた協議の内容がまた一からとなる。やはり2年間じっくり協議していただきたい。再選ということもあるのだろうが、期間を1年とすると1年の中で何かしなければということにもなる。やはり学校運営上少なくとも2年間は必要である。

以上である。

大熊教育長 よろしいか。

福元教育長 ありがとう。
職務代理者

大熊教育長 ほかにあるか。
お願いします。

岡村委員 他の自治体でも2年間であるか。

浜田指導室長 多摩の26市のうち、コミュニティスクールを実施しているのは本市を含めて12市である。そのうち2年としているのは4市、八王子・三鷹・日野・武蔵野である。1年が多いわけだが、本市は2年としたい。

大熊教育長 よろしいか。

岡村委員 ありがとう。

大熊教育長 コミュニティスクールについて小山田委員、意見はないか。
どうぞ。

小山田委員 これから小金井市でコミュニティスクールが増えてくるとなると、毎年再選だと煩雑で落ち着いて活動等できないので、やはり2年が妥当だと思う。

大熊教育長 他によろしいか。
以上で質疑を終了する。それでは、お諮りする。
議案第37号、小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第3、議案第38号、小金井市指定文化財の指定についてを議題とする。

提案理由の説明を願う。

藤本生涯
学習部長 提案理由について御説明する。
令和2年11月13日付けをもって小金井市文化財保護審議会会長から答申書が提出されたので、本案を提出するものである。

細部については担当から説明をするので、よろしくご審議の上、御議決賜るようお願いする。

関生涯学習
課長 文化財の名称は小金井神社本殿である。小金井市文化財保護審議会に諮問したところ、令和2年11月13日付けで同審議会会長名により、市指定有形文化財として指定することが望ましいとの答申書があった。

よって、小金井神社本殿を市指定有形文化財として指定することを提案するものである。

なお、本日はお時間をいただき、生涯学習課文化財係学芸員より、本殿に備わっている歴史的意義など詳細を委員の皆様等に説明したい。

高木主事 小金井神社本殿の指定文化財としての歴史的意義と指定の理由をスライドにて説明する。

はじめに小金井神社の位置を確認する。資料もあわせてご覧いただきたい。小金井神社は元久2年、西暦1205年に現在の中町一丁目付近に「天満宮」の名で社殿を創建された。現在の小金井第一

小学校の東側一帯になる。のち天正11年、西暦1583年に、現在小金井神社がある場所に社殿を移したとある。その後江戸時代になり、宝暦元年、西暦1751年、本殿を改造し、菅原道真公の座像を彫らせご神体として本殿に納めた。

今回の指定文化財にかかる本殿については、この宝暦元年が非常に重要な年代である。

そして明治3年、西暦1870年、それまで天満宮と称していたものが、「小金井神社」と改められ現在に至っている。神社の変遷としては、元天満宮として始まったと記録・言い伝えとして残っている。

続いて写真をご覧いただきたい。皆様が参拝する拝殿については建て替え工事が進行中であり、写真は建て替え前の古い社殿で、現存はしていない。

本殿には一回り大きな「覆屋」という木造建築が備わっている。指定有形文化財とするのは、この覆屋ではなく、覆屋の中に鎮座している一回り小さな「本殿」である。覆屋は本殿を護るために造られたものである。さっそく中身をご覧いただく。いずれも木造建築となっている。

7番、指定内容と8番、指定理由に沿って説明する。

平面図をご覧いただきたい。本殿は神様がいらっしゃる場所、ご神体が在る場所である。「向拝」という神様を拝む場所がある。扉を開けると内部に内陣と外陣があり、内陣に菅原道真公、天神様が現在も安置されている。神様の在る場所のため、神聖な場所で非公開である。構造形式は、一間社入母屋造である。前面に一間の向拝があり唐破風の軒があるので、向拝軒唐破風付という。なお、本来覆屋があり、通常本殿は拝見することができないが、平成5年に覆屋の建て替え工事に伴い、本殿を避難させた時に全景の写真を撮影することができたものを神社から御提供いただいた。

本殿は、扉の前に階段があり、正方形の神域の周辺に廊下がついている。

次に、重要な屋根の構造を説明する。「柿葺」という珍しいものである。瓦の代わりに、板状の木を一枚一枚重ねる緻密な作業が求められる伝統的な葺き方である。おそらく江戸時代に葺かれたものと推測され、非常に保存状態が良好である。端部には鬼瓦でなく鬼板を設けている。

次に、彫刻について。向拝の天井近くに精巧な龍、柱には獅子と獏があり、左右交互に一对、かなり立体的に彫られている。こちらの特徴は、目に銅板を張りつけていることであり、たいへん珍しく格調高い装飾技術である。

また、柱の立体的な動物の彫刻は「木鼻彫刻」と言うが木鼻彫刻以外に、平面的な美を魅せる「絵様彫刻」が別の部材にみられる。それぞれの部材に溝が彫られた絵様彫刻が、部材を組むと連続して流れるように精密に絵がつながるようにデザインされたものである。

この「木鼻彫刻」「絵様彫刻」二種類の彫刻のバランス、協和性・調和性が秀逸であるということが今回の指定文化財のひとつの指定理由である。

制作年代や作者が分かるかどうかは、文化財にとっては大変重要な要素である。こちらの本殿からは残念ながら制作年代がはっきりわかる記録や棟札は確認できなかったものの、推測する方法がある。ひとつは、木割り寸法という垂木の幅の間隔によって推定することができる。本建造物は22枝で、これは18世紀代の建造物の特徴である。もうひとつ特徴的な絵様彫刻の彫り込み技法で限定することができる。結果、18世紀中期の建造物と推定することができた。前述の伝承の建立年代の記述に合致する内容で結論を得た。伝承の記録と技術的な様式から導き出される年代が合致するという非常に重要な成果を現した。

18世紀中期の建立ということで、小金井市内では最古に属する建築遺構の一つであることが判明した。

また、台座・腰組の部分は幕末に補修されるなど数度の改修はされているものの、全体的に保存状態が良好で、建立当初の建築様式を留めているということが非常に重要である。この本殿は意匠性に優れており、また小金井の歴史を知るうえで重要な神社建築であるという理由で審議会から答申されたものである。

以上である。

大熊教育長 ありがとうございます。何か質問はあるか。

福元教育長 たいへん貴重で重要であるとわかった。この本殿を、市民は見る
職務代理者 ことができるのか。どの程度、見られるのかを教えてください。

高木主事 現状では本殿は信仰の対象で神聖であるため非公開となっている。一部の神社関係者しか見ることはできないが、指定文化財になることをきっかけに、今後広く市民の皆さんに見てもらえるよう、公開、また活用という考え方で、公開日を設けるかということも含めて小金井神社に相談していきたいところである。

福元教育長
職務代理者 ありがとう。

大熊教育長 議題になるということで見に参ったが、それは外側であったと分かった。
せつかく小金井の文化財に指定するわけだから、多くの市民の皆さんにも今日のような説明や、関係者の話を聞く機会を是非とも設けてもらいたいと思う。

大熊教育長 それでは、質疑を終了する。お諮りする。
議案第38号、小金井市指定文化財の指定については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第4、報告事項1を議題とする。
学校教育部から報告事項があれば発言願う。

大津学校
教育部長 特にない。

大熊教育長 生涯学習部から報告事項があれば発言願う。

藤本生涯
学習部長 特にない。

大熊教育長 次に、報告事項2、今後の日程についてである。
事務局より報告願う。
願います。

中島庶務係長 それでは、教育委員会の今後の日程について御報告する。
令和2年度市町村教育委員オンライン協議会が12月23日水曜日と令和3年2月17日水曜日にオンライン開催される。
続いて、令和2年度成人の日記念行事が、1月11日月曜日、小金井宮地楽器ホールにて執り行われる。
続いて、令和3年第1回教育委員会定例会を、1月12日火曜日、午後1時30分から第二庁舎8階801会議室で開催する。
続いて、東京都市町村教育委員会連合会第3回常任理事会・理事会および理事研修会が1月15日金曜日午後1時から、東京自治会館にて開催される。福元委員の出席を願う。
続いて、令和3年第2回教育委員会定例会は、1月28日木曜日、午後1時30分から第二庁舎8階801会議室で開催する。
続いて、令和3年第3回教育委員会定例会は、3月30日火曜日、午後1時30分から第二庁舎8階801会議室で開催する。
それぞれ御出席をよろしく願います。
今後の日程は以上である。

大熊教育長 以上で報告事項を終了する。
次に、日程第5、議案第39号を議題とするところであるが、本案は人事に関する事件で、小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、御異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 全員異議なしと認め、秘密会を開会する。
準備のため、休憩する。
傍聴人におかれては、席を外していただくことになるので、よろしく願います。
休憩する。

休憩 午後 2 時 0 3 分

再開 午後 2 時 1 0 分

大熊教育長 再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって令和 2 年第 1 1 回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後 2 時 1 1 分